

鹿児島国際大学
社会福祉学会誌

ゆうかり 第13号

(株)グランドビジョン・中尾賢一郎 公開講座一挙掲載号



鹿児島国際大学社会福祉学会編集

2014(平成26)年3月19日発行

目 次

巻頭言

社会福祉学会会長 中山 慎吾……3

2013年度社会福祉学会・自主研究助成による研究報告

社会福祉士国家試験共通科目問題・解説研究	社会福祉学科 3年 田畠ゼミ……4
熟考・社会福祉実践と芸術（アート）の間	社会福祉学科 3年 高木ゼミ……10
子育ての外部化による保育の質の向上における離島の実態 －A件K島地区の実態調査より－	福祉社会学研究科博士後期課程 笠野 恵子……13
リスクマネジメントと福祉経営に関する社会福祉学的研究 －ひやり・はっと対策から捉えた相談援助と福祉経営の一考察	福祉社会学研究科博士前期課程 山田 克宏……15

2013年度鹿児島国際大学社会福祉学会主催 公開講座

コーディネーター報告	社会福祉学科 崎原 秀樹……19
人生、楽しくするもしないも自分次第～仕事と学生生活のプロデュース方法～	
	グランドビジョン 中尾賢一郎……21
公開講座参加記 多角的に体験した公開講座	3年 穂満 美紀……35

大学院福祉社会学研究科第2回研究会実施報告

「日本の子ども福祉と中国の高齢者介護事業」に参加して	社会福祉学科 3年 迫 愛子……37
----------------------------	--------------------

日々の研究・教育活動から

アメリカ留学顛末記 －Military Social Workへの関心から－	社会福祉学科 田中 顯悟……38
私と社会福祉～自分の中に生き続けている歴史への思い～	社会福祉学科 大山 朝子……42
初めましてのご挨拶～私の研究・きっかけ～	社会福祉学科 栄留 里美……45
目標追求のための二度目の中国留学	大学院福祉社会学研究科 田中千代子……48

合格体験記（第8回）

白いキャンパス	医療法人尚和会 南九州さくら病院 安留 綾乃……52
「なんやねんっ」に「なにそれ」で向かうことから	大阪市立木津中学校 菅田 彩紀……55

先輩たちは、今・ここで（第9回）

もっとみんなかわいく、かっこよくできたらいいのにな－シャンプーガールの詩	
社会福祉法人 太陽会 知的障がい者施設 しょうぶ学園	富貴田知子……60
旅で自分は探せない	J R九州運転士 田守 正尚……63
あなたの知らない、車いすマラソンの世界	大分銀行 坂元 智香……67

鹿児島からの福祉・最前線（第6回）

あの日の前も、その後も一泥を見ないで人を見る	神戸市社会福祉協議会 長谷部 治……71
絆が問われる時代に－「やどかり」がしてきたことと課題	藤原 奈美……75

エッセイ

「どういたしまして」を言えるように	2年 郷之原里穂……80
Change My Personality	2年 内村 拓馬……82
知らず知らずのうちに変わる気持ち	3年 高梨 仁誠……84

お墓参りに行きたい！	3年	新地あゆみ……86
対話から得られたこと	3年	桑畠 行宏……88
Nさんとの秘密の話	3年	平 恵夏……90
キミのためにできること	3年	上村 佳穂……92
身近に感じた姉の姿	3年	松木田智美……95
「私」革命一にんじん！ デビューする！	3年	上村まい……97
あなたの笑顔は見ていて疲れる！！	4年	増田こころ……99
しっかり根をはって	社会学研究科博士前期課程 2年	高田 裕子……103

学会ニュース

平成24年度社会福祉学科卒業パーティを終えて	4年	安持はるな……105
社会福祉研究会が設立される	3年	山口 大輝……106
学外研修を終えて	3年	山崎由紀乃……107

2012年度演習論文テーマ	108
社会福祉学会自主研究助成の募集	110
自主研究助成成果報告会・要項	111
社会福祉学会誌「ゆうかり」への寄稿のお願い	112
鹿児島国際大学社会福祉学会会則	113
2012年度鹿児島国際大学社会福祉学会・決算報告	115
編集後記	116

イラスト……鳥丸みなみ 裏表紙 KY♂…44p, 54p, 59p, 74p, 81p, 91p 徳留まなみ…102p
 小辻巴…47p, 75～78pp, 97p 肥後愛子・野崎瑞乃…9p, 12p 題字……栄田麻衣子

巻頭言

『ゆうかり』第13号発刊によせて

社会福祉学会長 中山慎吾

『ゆうかり』を手にとられた方々へ

第13号の『ゆうかり』を手にとってください、ありがとうございます。『ゆうかり』を読まれる方々には、様々な方がおられると思います。卒業生、在学生ばかりでなく、学外の方々など、様々な方がおられるでしょう。それでも少しだけ、在学生の方々へ向けて、書かせてください。

本年3月に社会福祉学科を卒業する皆さん、卒業おめでとうございます。4年間には大変なこともあったと思いますが、新たな気持ちで、これからも身体に気をつけて、歩んでいってください。

在学生の皆さん、学生生活を思いきり楽しんではほしいですが、ときにしんどいこともあるかもしれません。まわりの人と自分を比べすぎず、自分らしい生き方を考えてゆきましょう。

新入生の皆さん、入学の時の、今の気持ちを忘れずにいましょう。そして折にふれて、あるいは何かで迷ったりした時、入学の時の気持ちを思い出し、考える糸口にしてほしいと思います。体調を整えながら、一日ずつ過ごしてゆきましょう。

『ゆうかり』13号に寄せて

次に、(あまり参考にならないかもしれません) 福祉に関して私が感じることを少し書かせてください。

「福祉」という言葉からは、“だれかの幸せのために何かをすること、人を助けること”というイメージを思いうかべる人も多いと思います。

「だれかのためになりたい」との思いをもって頑張る。そういう人を応援したいと、私も素朴に感じています。もちろん学生の皆さんの中には、いろいろな考え方があっていいと思います。“助ける”という言い方は“上から目線”なのでは、という見方もあると思います。それぞれに異なる自分自身の思いを大切にしていただければと思います。

現代は、リスク社会という一面をもっているの

も事実です。「リスク」という言葉は、様々な意味をもちます。たとえば、福祉の実践に関わる人たちの場合、人のためになると思ってすることが、結果的にマイナスの働きをしてしまう可能性も、その中に含まれるでしょうか。

そういう可能性があることを常に念頭におくことも大切ですが、マイナスの可能性を考えすぎるべきではないとも思います。鹿児島弁の「ひつとべ！」という言葉が示しているのは、はじめからよくよくと考えすぎずに、自分の思う通りに、思いきって行動に移してみよう、ということでしょう。

現実には必ずしも全ての行動がいい結果を生むとは限らず、自分の失敗に苦しむこともあるでしょう。人生いいことばかりではないと思いがちなのは、自分が少し歳をとっているせいかもしれません。それでも、いくつになっても、“今日”という1日は、“良い”とも“悪い”とも決まっていない、未確定なものとしてあるはずです。そこで起こることは、決まりきったことばかりかもしれませんのが、案外そうではないかもしれません。この1日は常に全ての人に与えられている最も身近な未来の時間であり、そこに何があるのか、見えないものが含まれています。その中から、小さなことであっても、自分にとってもうれしい何かを見つけ出すこともできるでしょう。

すっかり独り言のような文になってしまいました。よけいなことを書いたかもしれません、お許しください。

この『ゆうかり』には、執筆者の方々、そして編集委員の先生、学生の皆さん努力とご配慮により、一つ一つの記事が興味深い記事となっています(執筆者、編集委員の方々、ありがとうございます)。どうぞ、今号の『ゆうかり』を楽しんでください！

研究報告

社会福祉士国家試験共通科目問題・解説研究

社会福祉学科3年 田畠ゼミ

1. 研究にあたって

三年生になったばかりのときに、私たちは社会保障が人生行路の地盤になる施策、生活を支える前提になる施策であることを学びました。その後、社会保障制度を学ぶにつれ、国民一人ひとりの自助努力を前提に、自立的生活の基礎部分を下支えする役割を果たしていることが分ってきた。また、社会保障が社会の基幹制度としてしっかりと組入れられ、国民生活の構成要素として欠かせない存在となっていることが理解できた。

田畠ゼミでは、毎年「社会保障制度研究の所得・医療・介護」を課題として、授業で学んだ知識を基に、欧米諸国と我が国の社会保障制の研究を行っている。この取り組みの一環として、本年も昨年度に引き続き、「社会福祉士模擬問題・解説研究」の研究を行った。それは、正に「社会保障」という言葉すら生まれていなかった時代の我が国の歴史を紐解くことであり、先人たちの功績に思いをはせる過程において「社会保障」の誕生から現代に至る足跡を遡り社会保障制度を学ぶことであった。

研究では、社会福祉士国家試験の共通科目である社会福祉全般における法律や制度等についての「現代社会と福祉」、年金制度や医療保障制度、介護保険制度等についての「社会保障」、主に生活保護制度についての「低所得者に対する支援と生活保護」の合計150問の解答・解説を行うこととし、3班に分かれそれぞれの方法で研究を進め成果を纏めた。また、ゼミでは「日本年金機構」への学外研修も行ったが、のことには別稿に委ねたい。

2. 研究手法

国家試験の過去出題問題の中から「現代社会と福祉」「社会保障」「低所得者に対する支援と生活保護」の3分類に区分し、課題別に模擬問題を作成する形式を採った。課題別にゼミ生を3班に班割

し、各班50問を受け持ち3班合わせたゼミ全体としては150問の模擬問題を作成した。解答については、必要に応じその背景まで掘り下げ併せて解説を行うよう試みた。

3. 班割と担当者

下記のように課題と担当ゼミ生を定め、各班で個々に研究を行った。

A班「現代社会と福祉」50問

班長:吉田和広(前田彩花・小幡浩士・池野由美・新田博之・迫愛子)

B班「社会保障」50問

班長:鶴田憲寛(岩元公輝・重久由佳・小柳采加・川内恵美莉・馬場園裕貴・田代梨沙)

C班「低所得者に対する支援と生活保護」50問

班長:山口大輝(堀之内亜弓・森田優作・山崎由紀乃・中村幸子・福田愛美)

4. 研究の流れ

研究課題は、各班の班長を中心に担当の課題を国家試験の過去出題問題を参考として各班別に協議で定めた。課題選定に対してはゼミ生の自主性を重んじ、興味や関心の持てる課題となるように心掛け取り組んだ。課題は各1~2問とし、各班別に定期的に持ち寄り協議のうえ整理し次の選定を行った。このプロセスを重ねることで各班50問を作った。また、定期的にゼミ全体として田畠教授に監修して頂き、修正や作り直しを行い纏めた。

1)課題選定⇒2)各自主研究⇒3)班別に協議し収集⇒4)ゼミ内で発表⇒5)班別に修正・創り直し⇒6)班別に再協議し素案完成⇒7)模擬問題の見直し⇒8)解説の見直し⇒9)製本、上記の手順で行った。

5. 模擬問題作成過程において

模擬問題作成は周辺知識が問われることがわかつた。ほとんどのゼミ生が誤った「問い合わせ」を作る

際に、知識不足から専門的部分に入り込み過ぎた模擬問題を作成するなど、不適切な模擬問題の経験をした。田畠教授からこの点を詳細にご指摘頂きながら、訂正あるいは作り直することで国家試験の出題傾向にも触れることも出来た。しかし、後半は時間的な制約もあり、十分協議が出来たと言いたい結果となったことは誠に残念である。また、見識の浅さと欠如を全てのゼミ生が感じ、大いに反省させられたことは、社会福祉士国家試験に臨む為の学び方を再認識した。

6. 模擬問題作成と解説について

社会保障についての知識や理解の浅さを痛感させられるよい機会となつたが、私たちにとって難しい試みであったことは言うまでもない。また、各班で課題について時間を摺合せ、協議を進めていく過程で協力体制が整ってきた。これらにより、新たな発見や知識が習得されたことは大きな成果であり、有意義な経験をさせて頂いたと感謝している。結果、個々のゼミ生が諸々の課題を抱えながら、期日通りに研究を取り纏めることができたことは幸いである。反面、作業を急ぐあまり、十分な精査が得られず誤答や言葉足らず、さらには要領を得ない解説が含まれていることは否めず、このことを陳謝したい。

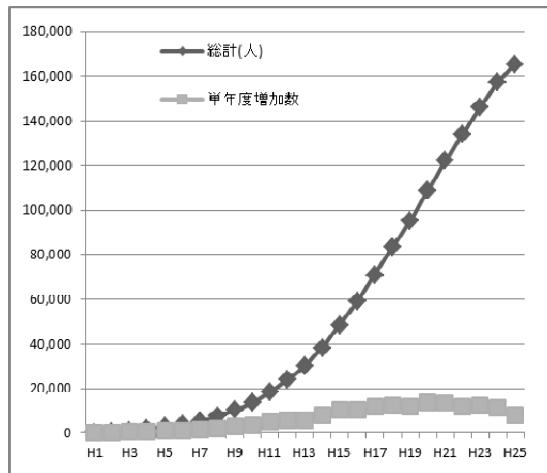
7. 自主研究報告

【専門職の概要についての自主研究】

I) 社会福祉士

社会福祉士は高齢者・障害者・児童などすべての領域を対象とした相談援助の福祉専門職である。法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整その他の援助を行うこと(第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

[社会福祉士の登録者数の推移]



※人数は、各年度9月末の登録者数。

II) 精神保健福祉士

精神保健福祉士について、1997(平成9)年に制定された精神保健福祉士法の規定に基づく、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格である。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助(相談援助)を行うことを業とする者をいう(精神保健福祉士法第2条)。

□ 社会福祉学を学問的基盤とし、精神障害者や心の健康問題を抱える人びとの生活のしづらさへの支援、その人らしい生活の再構築のための支援にとどまらず、心の健康問題に対する予防的活動を行う。市町村、精神科病院、精神障害者社会復帰施設、保護観察所(社会復帰調整官)等に配置されており、近年その実践領域は広がりを見せ、学校教育領域、一般企業領域などにおいても実践が行われている。

また、地域住民を幅広く対象としたボランティアの養成に関する取り組みも問われている。2006年の「障害者自立支援法」の施行、そして2012年4月の障害者総合支援法の施行により、現在は精神障害者の支援も他の障害や難病と同じサービス提供体系に位置づけられているが、精神障害者も地

域で生活するとする考えも重要であり、その生活がより豊かなものとなるように精神保健福祉士の立場で支援するという視点は欠かせないといえる。

2013年(第15回)の国家試験受験者数は7,144名であり、合格者数は4,062名、合格率は56.9%という結果であった。

Ⅲ)介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法(1987年5月26日制定、2007年12月5日改正)により定められた介護・福祉分野の国家資格である。法律では、「介護・福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」と定義している。また、身の回りの世話をするだけの介護から、高齢者や障害者等の生き方や生活全体にかかわることで利用者の暮らしを支え、さらに、自立に向けた介護利用者や家族と共に実践する役割へと大きく変化している。介護福祉士は、国民の福祉サービスの充実・向上の中心的役割を担っている資格者として、(1)豊かな感性、(2)洞察力・情報分析能力、(3)介護目標・計画の立案能力等が厳しく求められ、チームケアの一員としての努力が問われる。

2007年の法律改正で、「社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」と資質向上の責務も加えられ、資質向上が求められている。

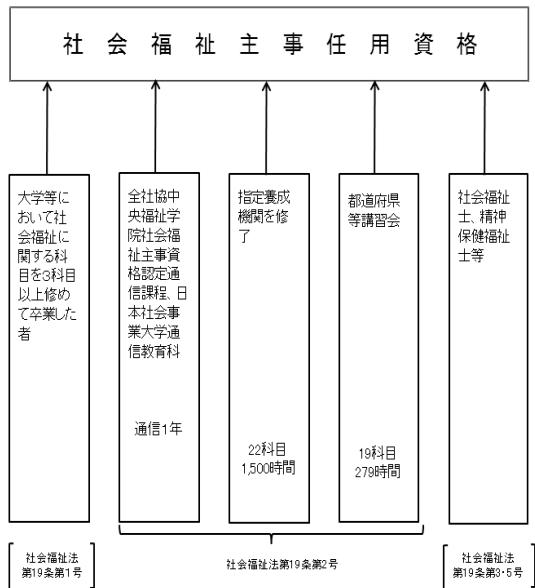
□ 介護福祉士の不足問題少子高齢者などにより超高齢社会を迎えた現在、介護福祉サービスも充実しつつある。しかし、利用者が増加する一方で、介護福祉施設等では、介護職員の慢性的な不足が課題となっている。団塊の世代が高齢期を迎える福祉ニーズが激増するなか、人材不足問題は深刻さを増している。一方、介護福祉士国家資格取得者約47万人のうち、実際に福祉・介護分野で従事している者は約27万人に留まり、残りの約20万人はいわゆる「潜在介護福祉士」となるなど問題を複雑にしている。

□ 介護福祉士の育成

資格を取得する為には、専門学校等など教育機関で勉強する方法が一般的で多くの専門学校が存在する。しかし、定員割れの専門校も数多く存在する。そこで、現在、東南アジアなどの人で、日本で介護職希望者を募集し、介護福祉士候補として受け入れを行っている。国によって受け入れの条件は異なるが、日本語を学びながら、受け入れ先の施設等で実際に働きながら介護福祉士の勉強をし、資格取得を目指す方法、介護福祉士養成学校に入学をしてそこで介護を学んで資格を取得、その後 介護福祉士として仕事をする方法などがある。少子高齢化の進行等により、労働力人口が減少し、全産業的に労働力の確保が困難となっていくことが見込まれる中で、限られた労働力の中から、国民のニーズに的確に対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保していくことは喫緊の課題であり、国民生活を支える福祉・介護制度を維持する為にも不可欠である。

IV)社会福祉主事

- ①社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格(任用資格)であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されている。
- ②社会福祉主事の職務は、社会福祉各法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うために、福祉事務所には必置義務がある(福祉事務所のない町村には任意設置)
- ③福祉事務所にて社会福祉主事任用資格の必要な職種現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事[児童福祉事業従事2年以上等]、家庭相談員[児童福祉事業従事2年以上等]、母子相談員
- ④各種相談所にて社会福祉主事任用資格の必要な職種、知的障害者福祉司[知的障害者福祉事業従事2年以上等]、身体障害者福祉司[身体障害者福祉事業従事2年以上等]児童福祉司[児童福祉事業従事2年以上等]
- ⑤社会福祉施設にて社会福祉主事任用資格の必要な職種施設長、生活指導員 等⑥社会福祉主事任用資格の取得方法(H21年4月1日現在)



V) 介護支援専門員(通称、ケアマネージャー)

介護保険法 第7条5において定義された要介護者又は要支援者からの相談に応じる相談援助専門職である。要支援・要介護認定と判定された方の相談を受け、居宅サービス計画(通称、ケアプラン)を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる。対象者が介護保険サービスを利用するには、対象者や家族と話し合い合意を得ながらケアマネージャーがケアプランを作り、サービス提供はケアプランに沿って行われる。サービス開始後も、ケアマネージャーはサービス内容が適切かどうか、介護報酬が適切に請求されているかをチェックする。そうした役割的重要性から、「介護保険の番人」と呼ばれることがある。

※主任ケアマネージャーとは、介護支援専門員の業務について十分な知識・経験をもつ介護支援専門員で、ケアマネジメントを適切かつ円滑に提供するために必要な知識・技術を修得した者(平成18年度に新設された職種)、介護支援専門員の実務経験が5年以上あり、所定の専門研修課程を修了した者。介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う。地域包括支援センターは、担当区域の介護保険第1号被保険者の数に応じて主任介護支援専門員を配置する必要がある。

※介護支援専門員として登録・任用されるには都道府県の実施する「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、「介護支援専門員 実務研修」の全日程を受講しレポートを提出する。

※「介護支援専門員実務研修受講試験」の受験資格は、法定資格所持者等は5年以上、それ以外の者は10年以上の実務経験が必要とされる。

□法定資格 及び 任用資格、(医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・義肢装具士・歯科衛生士・言語聴覚士・あん摩マッサージ指圧師・はりきゅう師・柔道整復師・栄養士・ホームヘルパー2級課程修了・介護職員初任者研修課程修了)のいずれかの資格を所持している者で、5年以上の実務経験を有する者である。

平成23年度の合格者は1位60.6%介護福祉士であり、2位が看護師7.6%であり、保有資格者数では、1位 介護福祉士、2位 看護師である。また、資格者数の伸びは介護福祉士では上昇傾向であり、看護師では増加率が鈍化している。参考: 條三菱総合研究所「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査報告書」

□上記の資格または研修修了の資格を1つも所持していない場合は、所定の福祉施設等での相談援助・介護等に従事した期間が10年以上の者となっている。平成19年度より、介護支援専門員としての登録については、5年毎に所定の研修を受けることで登録を更新する更新制度が導入されることになった。介護保険法第7条第5項に定める介護支援専門員は居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・介護保険施設・グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所等に所属する。

※ケアマネージャーの主な従事先と従事者数

(事業種別、常勤換算従事者数)

単位:人								
センター	地域包括支援	居宅介護支援	ホーム	特別養護老人	老人保健施設	グループホーム	居宅介護	小規模多機能
9,038	80,115	9,728	6,956	14,444	2,406			

(H22年度介護サービス施設・事業所調査データ)

最も多い従事先は居宅介護支援)となっている。

※ケアマネジメントの流れ

- ①アセスメント過程:利用者の置かれている状況の把握・生活上の支障や要望などに関する情報収集・心身機能低下の背景や要因の分析・解決すべき生活課題とその可能性(事後予測や自立支援型ケアマネジメント推進が求められる)
- ②ケアプランの原案作成:総合的な援助方針や目標・達成時期を設定・目標達成の為に必要なサービス種目や回数等を設定(公平・中立性の確保)
- ③サービス担当者会議等:ケアプラン原案に関して各サービス提供事業者から専門的な視点で検討調整や認識を多職種で共有協働し利用者の同意を得てプラン決定(地域ネットワーク作りと医療等との連携、コーディネート合意形成能力が問われる)
- ④サービス決定
- ⑤給付管理

- ⑥モニタリング評価:予後予測に基づく再アセスメント(モニタリングや再アセスメント能力が問われる)

※ケアマネジメントの課題

- 介護保険の理念である「自立支援」の共有。
- 利用者像や課題に応じた適切なアセスメント。
- サービス担当者会議における多職種協働。
- ケアマネジメントにおけるモニタリング。
- 重度者に対する医療との連携が不十分でない。
- インフォーマルサービスのコーディネート、地域のネットワーク化。
- 小規模事業者の支援、中立・公平性の確保。
- 地域における実践的な場での学び、有効なステークホルダーオン機能等、介護支援専門員の能力向上の支援。
- 介護支援専門員の資質に差がある現状を踏まえると、介護支援専門員の養成、研修について、実務研修受講試験の資格要件、法定要件の在り方、研修水準の平準化などに課題がある。
- 施設における介護支援専門員の役割が不明確。

※課題に対する対応の方向性

- 介護保険における「自立支援」の考え方の徹底
利用者や家族の要望のみに基づいたケアマネジメントではなく、自立支援を前提としたケアマネジメントを行う。

□地域ケア会議の機能強化等(保険者機能の強化)

保険者によるケアマネジメントや介護支援専門員の支援という視点で機能強化を図る。

□多職種協働のケアカンファレンスや地域ケア会議の強化。

□地域ケア会議は多くの保険者で取り組みが進んでいるが、個別ケースの支援内容の検討を通じて地域包括ケアシステムの実現を図る観点から、その機能を強化する。

□保険者機能の強化

□医療との連携

※高齢者人口の増加に伴う介護保険認定者の増加により、居宅介護支援事業所は増加傾向にある。ケアマネージャーが社会的使命を達成するには、専門的な知識や経験だけでなく、公平性・中立性が確保維持できる資質、すなわち高い倫理観を有することが求められる。

【生活保護に関する動き】

リーマンショック後、「仕事がない」という理由で、働くことのできる健康と若さをもった人たちの生活保護受給率が急増した。1月9日付の南日本新聞によると、昨年10月時点での生活保護受給者が216万4338人となり、受給世帯は159万4729人となった。増大する生活保護費を抑制するため、昨年、生活保護に関する2つの大きな動きがあった。

その1つ目として、昨年8月より生活保護費のうち食費や光熱費に当たる「生活扶助」を段階的に引き下げ、3年間で約670億円の削減を行うことが決定された。これにより平均約6.5%、最大約10%もの生活保護受給額が減少する世帯が現れる。最低賃金が全国平均で約14円引き上げが行われたことは、最低賃金で稼げるお金が生活保護水準を下回る「逆転現象」の解消の見通しとなった。今回の引き下げは、世帯人数が多いほど影響が大きいのが特徴であり、とくに子育て世代についての影響が深刻で、子どもの貧困への影響も考えられる。また、今冬は寒さが厳しいと予測されるため、生活扶助費の削減は苦しい家計に追い打ちをかけると思われる。

2つ目として、昨年12月生活保護法の改正が行われた。その主な改正内容は①就労による自立の促進、②健康・生活面等に着目した支援、③不正・不適正受給対策等の強化、④医療扶助の適正化で

ある。改正生活保護法は、不正受給の罰金を最大100万円に引き上げるとともに、保護受給中に得た収入の一定額を仮想的に積み立て、保護脱却時に最大15万円支給することで、インセンティヴを強化し、保護受給者の自立を後押しするような内容を定めている。また医療扶助では、後発医薬品の使用を原則とし医療扶助の削減を狙っている。この生活保護法の改正に伴い、生活困窮者自立支援法案が可決された。この法案は経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方を対象に、生活保護に至る前に支援し、「就労自立を目指す」という施策を展開している。必須事業として自立相談支援、住居確保給付金、任意事業として就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習援助その他自立促進事業がある。これらの動きの今後の課題として、次のようなことが考えられる。申請の際に資産状況などを記した申請書の提出を義務付ける規定や保護開始時に扶養義務者に書面で通知する規定は、窓口で追い返す「水際作戦」につながる。また、生活困窮者自立支援法は、ワンストップ型の窓口に主任相談員・

就労支援員・相談支援員の3職種を配置するが、相談支援員の資格要件を認めていないため、十分な支援ができるか、また、地域格差が出るのではないかという懸念がある。今のところ以上のようないくつかの課題を抱えているが、実際の運用に至っていないため、今後新たな課題が見えてくるのではないかと考えられる。

8. 終わりに

各ゼミ生が個々に責任を持って課題に取り組み、各班で再三持ち寄り取り纏め刊行まで至ることが出来た。これは助言を頂いた田畠洋一教授による処が大きく、ゼミ生一同深く感謝している。また、本研究を取り組むにあたり、鹿児島国際大学社会福祉学会より自主研究助成を与えて頂いたことに、ゼミ生を代表して厚くお礼申し上げたい。本学の社会福祉士国家試験受験者が本書を活用して頂き、多くの合格者が得られることを切に願っている。

鹿児島国際大学 福祉社会学部 社会福祉学科3年

田畠ゼミ代表 新田博之・副代表 中村幸子



研究報告

熟考・社会福祉実践と芸術(アート)の間

社会福祉学科3年 岡元翔洋 松村春神 油木田和也 吉元誠也 日高翔吾
奥平健太郎 德重伸哉 平田 大 福田駿平 鎌田隆文

1. はじめに

人間生活にかかわるさまざまな事象に関心を抱く私たちが、考えてみようとしたことは、社会福祉実践と芸術(アート)鑑賞の相互作用についてです。

福祉現場における仕事では、人ととの関係を基盤にし、それを肌で感じながら日々の活動が行われています。そこでは柔軟で適切な対応が求められます。一方、文学など芸術作品に描かれた人間模様、人の心、物語などふれること、感じることは、人間理解を深め、感性をゆたかにするとともいわれます。もちろん、社会福祉の専門職の養成は、必要な知識や技術を養成校等で習得し、それに現場体験を重ねて基礎・土台がつくられます。私たちはそれらに文学作品の鑑賞などをプラスしていくことが、なんらかの意味をもつのではないかと考えました。

ただ、このようなテーマの検討、考察は半年ほどの取り組みでは不十分にしか行えず、今後も継続していくないと深められないことだと改めて感じさせられました。したがって、今回は、5月から12月までの間にテーマに関連してやったこと・やれたことを(各自で読んだ文芸作品の批評・感想文を中心に)発表することにします。

2. 研究の方法

この研究では、参加メンバーが単独で、あるいはグループで小説など文学作品を読むことを主眼にしました。なお、本自主研究は3年次「演習Ⅰ」(前期)、「演習Ⅱ」(後期)の時間を活用しながら、具体的には以下のように進めました。

(前期)

- ・「小説の読み方」「読書会のすすめ方」の検討(文献資料、新聞記事等)
- ・視聴覚教材(Eテレ番組「100分de名著」)の視聴

- ・演習テキスト(辰野和男『文章のみがき方』岩波新書)の抄読<レポート>
- ・複合施設('NAGAYA'タワー)見学=「福祉の仕事」の実際を知る

(後期)

- ・かごしま近代文学館(鹿児島市城山町)の見学
- ・大学附属図書館の蔵書点検
- ・各自の読む「本」の選定、批評・感想文の作成
- ・視聴覚教材(Eテレ番組「100分de名著」ほか)の視聴

3. 結果

- (1)「小説の読み方」「読書会のすすめ方」の検討
- ・収集した文献資料、新聞記事等を書き抜き、内容を検討し、以下のような事項が「小説の読み方」「読書会のすすめ方」では、大切であることを確認しました。
- ① 文学作品の読み方には、唯一絶対的な読み方があるわけではない。いろいろな読み方ができるところに、文学を読むときのおもしろさがある。
- ② 小説を素直に読むこと、書かれていることをそのまま受けとるようすること。
- ③ 小説を読むのに教訓は無用。
- ④ 読書会では違う意見を楽しむ、正解はない。
- ⑤ 読書会では自分を知り、友を知る。心つながる喜びを味わう。
- ・以上のほかにも、「小説・その読み方／断章」と題した書き抜き資料(本報告書15~28頁)を作成し、関連事項の検討を行いました。
- (2)各自の読む「本」の選定、批評・感想文の作成
- ・かごしま近代文学館を見学し、館内に展示されている作家の中から4人を選択し、それぞれの作品から自主研究参加者各自が1編を読み、批評・感想文を書き、レポートするグ

- ループ分けを以下のように行いました。
- ① 向田邦子 作品
(松村春神、奥平健太郎、鎌田隆文)
 - ② 海音寺潮五郎 作品
(徳重伸哉、福田駿平)
 - ③ 林美子 作品
(吉元誠也、日高翔吾、平田大)
 - ④ 夏目漱石 作品
(油木田和也、岡元翔洋)
- (3) 視聴覚教材(Eテレ番組「100分de名著」ほか)
の視聴結果
- ・ Eテレ番組「100分de名著」ほかの視聴結果
の一部(夏目漱石『こころ』に関係するもの)
は、以下の表A.に示すとおりでした。

表A. 視聴覚教材(①, ②)を視聴して、「わかったこと」「わからなかったこと」

No.	わかったこと	わからなかったこと
1	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の視点を描いていない。言動が読めない。 ・人の心の不可思議さを伝えている。 ・答えがないので一生をかけて少しづつ分かるものもある。 ・『こころ』という作品には救いがないように感じた。 ・暗い話のように感じるが、そこから見えてくる人間の心情がある。 ・三角関係以外など物語の内容というか、流れがつかめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ三角関係が題材だったのか。 ・「私」がなぜそこまで「先生」を慕っていたのかということ。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・女性については書かず、男性の心情を中心に書いている。そのため読者は自分の考えで物語を解釈できる。 ・話の終わりに答えがなく、自分で考えられる。 ・「先生」という謎の存在が作品を面白くしているとわかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の心情をなぜ書かない? ・悔やむことはわかるが、自殺までするとなると理解できなかつた。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・夏目漱石も恋愛について本を書いていることがわかつた。 ・堅苦しいことを書いているイメージだったが少しイメージが変わつた。 ・漱石も恋愛で悩んでいたのだとわかつた。 ・夏目漱石が恋に対して貪欲だと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「私」が数十年後に自殺したのが分からなかつた。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・三角関係になった場合の人間の感情が細かく説明されていて、複雑な気持ちだった。 ・『こころ』についての詳しい内容が更にわかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分がなつてしまつた場合、どんな反応をしてしまうのか。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・現代と約100年前とで、考え方も大きく違うと思いました。 ・夏目漱石は意外と恋愛を題材として取り入れていることが多いのだと思いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏目漱石が生きた時代に三角関係という題材をなぜ使おうと思ったのか。 ・こころを『心』と表記しないのには、何か意味があるのかなどと思いました。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・男の気持ちしか描いていないということが分かつた。 ・夏目漱石はいい人だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最後、自殺した意味が分からなかつた。 ・『こころ』という題名の意味。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・お嬢さん、「私」、Kとの三角関係があつた。 ・Kは「私」にお嬢さんが好きだと告げた。「私」はお嬢さんのことをあきらめて欲しいと思い、Kにいろいろな言葉をかけ、行動にも移した。 ・夏目漱石の小説は、女性の気持ちで描かれておらず、男の視点で書かれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「私」が自殺した理由。察することはできるが、もっと内容を深く知りたいと思いました。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・Kとお嬢さんはいい感じ。 ・Kもお嬢さんのことが好きだつた。 ・Kの自殺、人の裏表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お嬢さんの「私」への接し方。気持ちが描かれていない。 ・たくさんありすぎて書き切れません。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・夏目漱石はこのようなことを書けるということは、男の気持ちが分かっているんだなと思った。 ・言葉や行動におこすことでの人の心が変わってしまうことが分かつた。 ・人は怖い生き物だと分かつた。 ・漱石は人の心をよく分かつて作品を書いたんだなと思った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人の心が変わつてしまうこと。 ・「私」と「先生」の話をもう少し詳しく知りたいと思った。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・夏目漱石は小説のなかで、女性の気持ちはあまり書かないので、男性の目線で色々な読み取りができる。 ・むづかしくてあまりよく分からなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わからなかつたことがわからなかつた。 ・小説だとむづかしい。 ・前のビデオとは全く違つた印象だったので分かりにくかつた。

注) 視聴覚教材①=『Rで始めよう！日本文学・夏目漱石「こころ』』

視聴覚教材②=『100分de名著・夏目漱石「こころ』第1回』

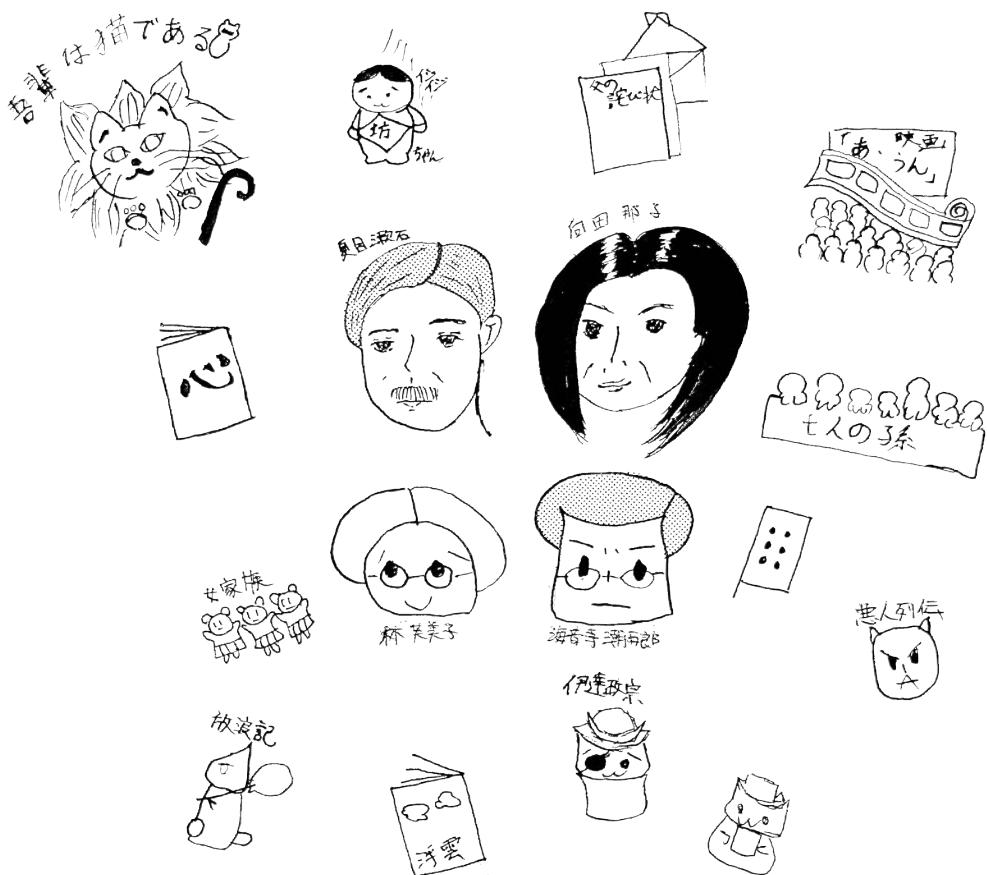
4. 考察

- ・ 小説を素直に読む、教訓的な読みをしないなどの指摘は、社会福祉実践(たとえば相談支援面接場面)でよくいわれる「受容」「共感」の態度や方法に類似、共通する考え方のように思われます。

小説を読む、読書をする際には、書かれたことをそのまま受けとるようにしなければなりません。その逆に最も避けなければならないことは、都合の悪い部分は受けとらないという読み方です。いっぽう相談支援面接においても、来談者の言葉や感情をそのまま受け

とる・受けとめることが強調されます。

- ・ 都合の悪いことを、小説を読むときも、相談面接をすすめる場合にも素直に受け入れていくことは難しいことですが、そうすることで自分の価値観に気づき、自己理解を深め、自らの器を広げていくことにつながることがあります。
- ・ 似たようなことは、グループで行う読書会やグループスーパービジョンをすすめる際にもそれぞれに経験しているようにも思われ、今後検討していく課題にしたいと思います。



A&L

研究報告

子育ての外部化による保育の質向上における離島の実態 —A県K島地区の実態調査より—

田畠ゼミ 福祉社会学研究科博士後期課程1年
学籍番号139461 笠野恵子

1. テーマの背景

近代化になり経済の発展の中で文明の豊かさとともに、生活の中に埋め込まれていた子育て機能が、「制度化」していく過程であるととらえることができる。それは、逆にいえば、家族の子育て機能がある意味で弱体化していく過程としてとらえることができるのではないか。ともすれば現代では、制度は拡充され、幼稚園、保育所が整備されていく歴史は、一元化される方向で検討されているが、家族と制度の関係を問わずして果たして子どもにとって最善の利益が保障される保育が得られるといえるだろうか。さらに、家族の多様化により、制度設計も単なる一元的な拡充ではなく、それに対応していく必要性があるだろう。そこで幼稚園や保育所の歴史を見つめながら、現代の外部化された保育における質の保障はどうなるのか、どのような課題が浮かび上がるのかを検討することとしたい。

2. 研究の目的と方法

園の現状を窺い、子育ての外部化とは何かを中心に考察し、国が示している子育ての外部化に対し離島の保育所の現状は、家族の子育て機能にどのような影響を与え保育の中身として、どのような課題があるのかを研究の目的とした。

研究の方法として1、文献研究 2、A県離島の保育所管理者の現状を中心にインタビューをもとにした。

本論文のインタビューは、鹿児島国際大学教育研究倫理審査委員会に申請し、許可を受け倫理的に配慮に基づいた質的調査を行なうこととした。

2-1. 倫理的配慮

インタビューは、プライバシーに配慮し名前などが特定されない方法で取り扱い、結果の分析などについては、本研究の目的以外には使用しない

ことを明確にした上で、協力を依頼した。

3. 研究結果

幼稚園設立の背景は、女子教育を目的としていたが、保育所の設立の背景は、教育より女子の労働力確保という違いがあったといえる。どちらも子どものための施設と言うよりもむしろ女性=母親に対して重点をおいた施設設立の発想として設計された。昭和30年代の設立当初時は、児童労働の中、教育の義務化は、当時の状況を想定すると、女子の就学問題は、かなり深刻なものだった。

しかし、他方では、前近代的な生活に埋め込まれた子育て機能は、徐々に外部化していくことになる。制度として拡大されてきた保育所等において制度化が進む中での保育の質の保障の問題は、インタビューを通して、かなり深刻なものがあった。離島でも保育所の立地環境により、地域との関わりが違っていたということだった。

3-1. 調査のまとめと分析

保育所経営者のインタビュー

インタビュー内容としては、保育所の現状や一元化について留意しながら、行った。その中でも、現場の状況を鑑みながら子どもの実態や家族や親(保護者)の役割に注目して言葉を抜粋し考察した。

インタビュー内容は、

- ・現在の園の状況（「園経営」について）

「職員状況」「家族状況」「研修について」「子どもの状況」「その他」である。

特に「幼保一元化(認定こども園)について」「今後の園の状況」等を入れながら主な内容とした。インタビュー時間は、50分程度を目途とした。

主な内容は以下のとおりである。

インタビュー日は、平成25年9月13日～9月14日の保育所3か所である。

離島の中心地近くであり、150名定員の大規模保育所、定員19名の僻地保育所、定員60名の中心地から車で1時間ほどの中規模保育所であった。

《まとめ》

職員状況

職員数は、基準内であるものの3分の1～4分の1ほどしか正規職員がいない。それ以外は非常勤職員であった。とくに僻地保育所の場合は、正規職員と非常勤職員の合計2人の保育士で園運営を任されており、地域との交流行事等に追われ休日勤務もあり過酷な労働条件を余儀なくされているということである。

家族状況

どの園も親との関わりが年々難しい。家族環境も複雑な家族関係が多い。子どもの朝食や障がい等にも無関心な親の状況があり、反面子ども同士の喧嘩等に対して口ばさむ親の状況もみられた。親からの挨拶も以前ほど見られなくなった。

研修について

離島の研修や公立保育所の研修には出席している。月に1回、園内研修をしている。親とのコミュニケーションに苦慮している職員が多く、コミュニケーションについて研修をしていることが多い。幼保一元化のことは、情報にもほとんど上がらない。

子どもの状況

保育所での遊びに関しては、ほとんど変化していないが、家での遊びは、テレビやゲームなどが多いのではないかという話もあった。

その他

幼保一元化に関しては、役所から何の情報もなく不安である。子どもの立場に立った保育をしていきたい。

4. 全体のまとめと考察

子育てに関する制度が整い、外部化は促進され、拡充されていったが、それとともに家族関係やニーズは多様化されていった。多様化された家族や経営内容等について、現状把握のための保育

所経営者のインタビューでは、若い保護者が増え、園経営に関して理解不足の保護者いわゆる「モンスター・ペアレント」と称される保護者が、以前に比べて増加傾向にある。一方、朝食などを摂らせず登園させるケースや、連絡帳にも目を通さない怠慢な保護者像も浮かび上がった。そのため、保育所と多様化した家族との信頼関係を深めるために、コミュニケーションの研修を行い、対策に苦慮している経営者の姿が、窺えた。一方、保育の外部化のための国の政策は、離島において共通項もあるものの地域や僻地保育の実態から国の政策と異なるものも見られた。今後、全ての地域で保育の質を確保するためにどのようなことに留意し、取り組むべきだろうか。

今、人々は、家庭や地域社会の本来の機能を外部に委ねたり、喪失させてしまうことによって、一見快適な生活を送ることができるようになったことが良いことだったのか、また、それで果たして本当に幸福になったのかということを問うようになってきた。

しかし、外部化は現代においてさけられない状況である。今やケアの受け手、送り手だけの関係だけでは、質の高いケアの確保が困難になりつつある。一方的関係ではなく、ケアの現場において新しい関係をつくりだすことは、必要なことである。保育機能の中にケアの構築をどのようにさせていくということは、単に子ども達の保護や保育の問題だけでなく、我が国の国民生活の様々な問題に取り組む上でも重要な課題である。我々は、今こそこの問題を社会全体で真剣に考え直してみなければならぬときだと思うべきであろう。

5. 今後の課題

保育所経営所のインタビューのサンプルを多くするとともに地域性等を比較検討し、保育現場の声を聞き、子どもにとっての最善の保育を探究していきたい。

また、外部化により保育の質は、今後どうなるのか対処策等の研究を深めたい。

研究報告

リスクマネジメントと福祉経営に関する社会福祉学的研究

—ひやり・はっと対策から捉えた相談援助と福祉経営の一考察—

鹿児島国際大学大学院 福祉社会学研究科
博士前期課程 1年 山田克宏

1.はじめに

2000年の介護保険制度導入により高齢者介護サービスは措置から契約へと大きく変化し、措置時代の行政責任から事業者の法的責任へと転換した。また高齢者虐待防止法施行、自立支援等の規定がなされ、介護の質が問われている。京極(1997:126)も、品質保証(クオリティ・アシュランス)が社会保険の適用には不可欠という。つまり、介護保険制度は事業者に、質の高いリスクマネジメントを求めることがとなった。これらをふまえ、本研究ではリスクマネジメントと福祉経営の関係に関する検討を行う。

具体的には、「ひやり・はっとシート」の活用実態を調査し、シートの活用等の考察を行う。介護現場での質の確保、根拠のある介護(evidence based care)と関連づけた援助技術に関する先行研究もある。根拠のある介護が、質の確保・リスクマネジメントの視点の一つであること、また、福祉経営の視点との連関性や相談援助との関係について今後の課題を明らかにしたい。

2.研究目的

A介護老人保健施設において「ひやり・はっとシート」に関する調査を行い、得られた実態から現状を明らかにし、今後のリスクマネジメントのあり方について考察することを本研究の目的とする。

3.研究方法

(1)調査方法

A介護老人保健施設の平成25年1月～5月のひやり・はっとシートA101枚、B144枚、合計245枚を日、時間、内容、場所等から分析をおこなった(平成25年8月～9月実施)。

(2)倫理的配慮

調査目的について法人理事長、事務長に説明を行い、文書にて同意を得た。施設名や個人名が特定されないよう個人情報保護に十分配慮した。本調査は、「鹿児島国際大学教育研究倫理委員会」から承認を得ている。

4.調査結果

調査先の介護老人保健施設では、「ひやり・はっと」をA「初めて」、B「頻繁」、C「職員対応」の3つに分類している。しかし、本稿ではA、B、Cすべてを述べるのは無理なためA、Bに絞って分析した。

(1)ひやり・はっとの種類

A、B全体(245件)のひやり・はっとの種類は、一人移乗97件(40%)、独歩76件(31%)、他72件(30%)であった。次に、AとBを分けるとA(101件)は、独歩41件(41%)、一人移乗17件(17%)、他42件(42%)であった。B(144件)は、一人移乗80件(56%)、独歩34件(24%)、その他30件(21%)という結果だった。Aのその他には、「座り込み」「ベットのギャツジアップ」「異食」などがあり、Bのその他は、「むせこみ」「ベットのギャツジアップ」「立ち上がり」などであった。

(2)発生場所

A、B全体(245件)では、居室94件(38%)、トイレ63件(26%)、廊下48件(20%)であった。A、Bを分けるとA(101件)では、居室43件(43%)、トイレ21件(21%)、廊下17件(17%)であった。B(144件)では、居室51件(35%)、トイレ42件(29%)、廊下31件(22%)とA、Bとも同様の結果であった。

(3)発生時間

A、B全体(245件)では、12:00～13:00が、36件(15%)、14:00が、26件(11%)、18:00～19:00が26件(10%)で、「食事時間」が多い結果となった。A、Bを分けると、A(101件)では、12:00～13:00が17

件(17%), 14:00が15件(15%), 5:00～6:00が12件(12%)であった。B(144件)では、20:00～21:00が19件(13%), 12:00～13:00が19件(13%), 18:00～19:00が17件(12%), 9:00～10:00が15件(10%)と、B(頻繁)では「食事時間」以外に「夜間」「リハビリ前後の時間帯」も多い結果となった。

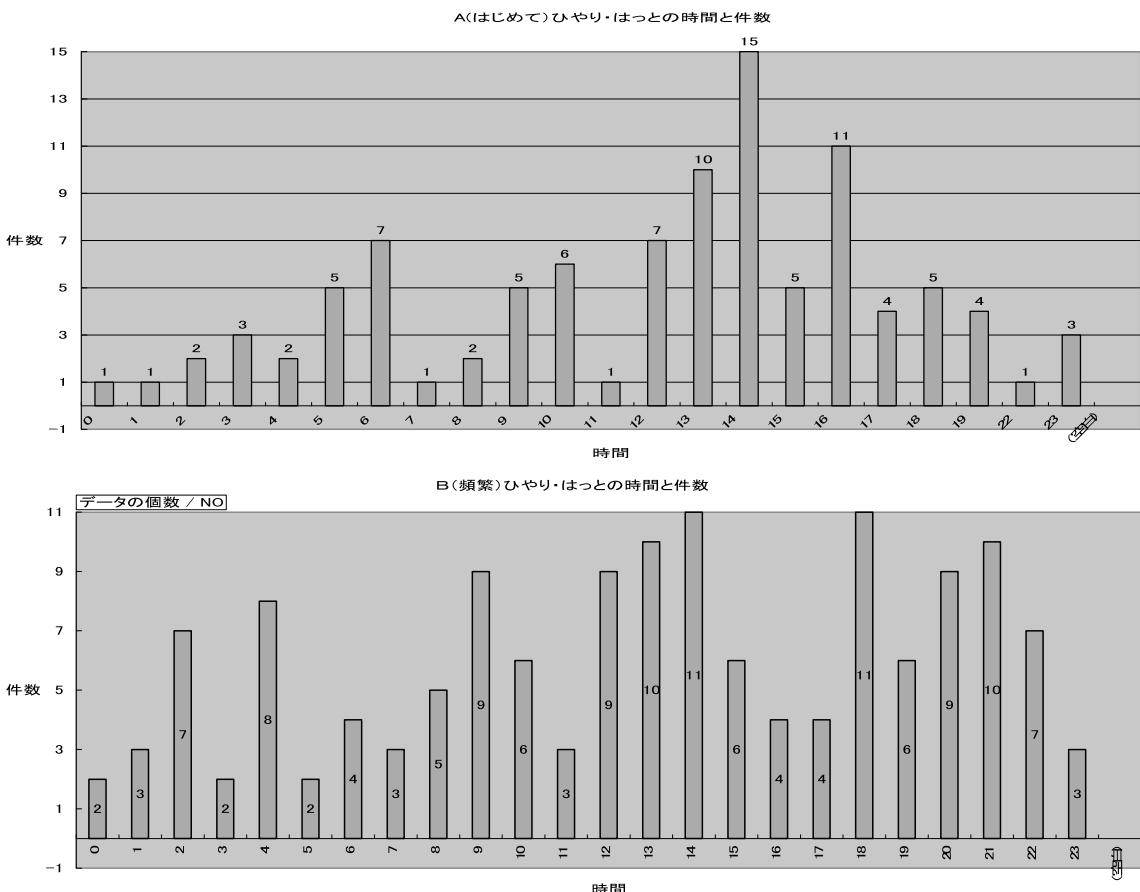
5. 考察

今回の研究では、ひやり・はっとの種類、場所、時間の分析を行った。種類は、全体として独歩、一人移乗が多い結果となった。Aの「独歩」では、「リハビリがてそかった」(てそかった=“面倒だった”的意味)「とあり、」Bの「独歩」でも「なぜコールを鳴らすのか」という利用者の認識もあった。このことは、何を意味するのか。「ストレンジスの視点」から捉えると、“気持ちの表出”ができていると考えられる。

しかし、「リスクマネジメントの視点」では「転倒のリスク」はある。つまり、利用者の性格、認

知力に沿った支援の可能性が求められているのではないか。1つの「ひやり・はっと」を通し、どのように意識づけされ、対策を立てていくのか。「何を書くのか」という「ひやり・はっと」に対する支援者の主観が、重要ではないだろうか。言い換えるなら、根拠のある介護をどう捉えるのか。どんな視点で、リスクマネジメントを行うのか。「危険認識」、「繰り返すことで、事故に繋がるのか」、「リスクのない支援は、実現可能であろうか。」、「本人の危険認識が、どの程度あるのか」等アセスメント力が、試されているのではないだろうか。また、同時に支援者の福祉観、援助観の一端が垣間見えよう。今後は、対策の分析から、リスクマネジメントに連関する支援者の視点を明らかにすることで、「介護の質」「相談援助とケアワークが連動する意味」を普遍化したい。又、構成要素を模索し、根拠のある介護の本質に迫りたい。

次に、発生時間はA(はじめて)、B(頻繁)の違いが見られた。具体的には、B(144件)は、食事



前後、21:00～22:00、9:00～10:00のリハビリ後の時間に「ひやり・はっと」が多い。なぜ、21:00なのだろうか。具体的な記述には、例えば、「布団に放尿」「夕食を食べていないと…車椅子に一人移乗」「便座に座って…一人移乗」とある。排泄、食事との関連性があるのではないだろうか。具体的に言えることは、動作自体は可能ではあっても、認知機能の低下がみられるということである。

しかし、一人移乗には、常に危険と隣り合わせという現実がある。この場合の、リスクマネジメントにはどのような視点が重要と考えるべきか。「生活支援」の立場からその人らしさを引き出す支援という視点ではないか。具体的には、「危険認識が不十分ではあるが、排泄は自分でしたい」という気持ちを、支援者が受け止め、リスクマネジメント、ストレングスの両方の視点から支援を行う。さらに、本人、家族と信頼関係を築きながら、情報共有、連絡、相談を行うことが「専門性」に繋がるという視点も大切であろう。つまり、リスク内容を共有し、思いに寄り添う支援と言えないだろうか。それが、結果として支援者をツールとし自身が、社会資源となり法人の経営にも貢献することに繋がるのではないか。

次に、排泄介護について、関連する判例にふれておきたい。福岡地裁の平成15年8月27日判決である。裁判所は、デイサービスの安全配慮義務を認め、原告の請求を認容した。その概要は、「施設内の畳敷きの静養室で寝ていた本人が昼寝から目覚め、入口付近の段差で転倒し、右大腿部骨折を負い、後遺症として右関節の屈強拘縮による歩行不能と痴呆症状の増悪が生じた」というものである。

裁判所は、高齢で両変形性膝関節症を有し、歩行困難とともに転倒の危険があることは居宅介護計画書や家族からの書面で知っていた点を指摘している。このことから、本人が昼寝の最中に尿意を催し起き上がり移動することは、予見可能であったと判断した(高野、青木2009:153)。つまり、裁判所が専門性に関して責任を認めたと言

えよう。端的に言えば、立ち上がりのリスクを、ADL、生活習慣の視点から捉えたのではないだろうか。そこで問題とされたのは、ケアプラン上の、リスク認識、把握、対策ではないだろうか。

しかし、相談援助の視点では、「どんな過ごしが、落ち着くのか」ということも言えないだろうか。橋本は、環境まで入れた外的要因など広範囲な危険因子からアセスメントを求められると述べている(橋本2004:80)。これは、環境を含めた多様な要因を考慮にいれてリスクマネジメントを捉える必要性を指摘したものだと言えよう。「どんな環境でいることで、気持ちがほっとするのか」「生活習慣、性格から考えた場合、何に关心を持つのか」と言う生きざまを通して、リスクマネジメントを行うということ。言い換えると、「個別支援」を行うことで、利用者の「ストレングス」を引き出すことに繋がるのではないか。「出来るが、リスクはある」「本人、家族が考えている、リスクの許容範囲」等について、もし認識に差が生じても、共通理解が可能な視点があるのではないか。筆者は、「相談援助」「福祉経営」の視点がポイントではないかと考える。その人の生き方を重要視する「相談支援」からの視点をふまえることで、信用、信頼から「福祉経営」の視点に繋がるのではないか。

最後に本研究を行うにあたり、訪問調査でご協力して下さったA介護老人保健施設の利用者の方々、職員の皆様に深く感謝致します。

引用文献

1. 京極高宜(1997)『介護保険の戦略』中央法規。
2. 高野範城、青木佳史（2009）『介護事故とりスクマネジメント』あけび書房。
3. 田辺和俊(2005)『ゼロから学ぶリスク論』日本評論社。
4. 橋本久子(2004)「介護福祉におけるリスクマネジメントの研究(第1報)：介護老人保健施設の実態調査をもとに」『第一福祉大学紀要』創刊号、75-85。